

出生届(日本国外 出生子)について

以下の質問に該当する回答欄にレ点を記し、氏名を記入及び署名された上で、本アンケートを下記書類と共に添えて、出生後3ヶ月以内に届け出てください。

母親に関し: 初婚 再婚 未婚

1. 婚姻届(又は離婚届)の提出先

- 在バンクーバー総領事館 (届出年月日: 年 月 日)
本籍地・その他の公館 未提出

2. 外国人と結婚している場合

- 戸籍の姓は変更していない。 戸籍の姓を外国人配偶者の姓に変更した。

3. 再婚の場合(離婚や配偶者死亡等により)

- 前婚の解消日より300日以内にお子様が生まれた。
前婚の解消日より300日以降にお子様が生まれた。

届出人(日本人親)氏名: _____

連絡先電話番号: _____ 日付: _____ 年 月 日

Email: _____

記

提出(又は提示)書類

1. 外国官公署発行の出生証明書又は、医師(助産婦)作成の出生証明書 2通(原本1通+写し1通)
※上記証明書にお子様の出生時刻の記載がない場合、お持ちであれば、出生時刻が分かる書類をご提出ください。
2. 上記証明書の和訳文.....2通
3. 出生届.....2通
4. 届出人(日本人親)のパスポート及び 当国滞在許可証(永住者はPRカード)....提示
5. 戸籍謄(抄)本...出生届の記載事項の確認のため、お持ちであれば、日本国籍である父/母の戸籍謄(抄)本のコピーをご提出ください。

消せるボールペンや鉛筆等での記載は不可。

在バンクーバー日本国総領事館(領事班)

#900-1177 West Hastings Street,

Vancouver, B.C., V6E 2K9

Tel. 604-684-5868 内線 381, Fax 604-687-2236, e-mail: consul@vc.mofa.go.jp